

本件 承認 してよろしいか			
センター所長		団地 コード	

記入日 年 月 日

模様替申請書

大阪府住宅供給公社
理事長様

団地	棟	号室
名義人氏名		
(自署)		
電話番号 () -		

※氏名欄は、賃貸契約名義人のお名前をご記入ください。

※法人契約の場合は氏名欄に、法人名・代表者氏名をご記入のうえ、
代表者印を押印ください。併せて担当部署・担当者氏名をご記入ください。(誓約書も同様)

下記のとおり、模様替を実施したいため、誓約書を添えて申請します。

記

1. 模様替の内容 200Vエアコン設置 コンセント増設 手すり設置
 温水洗浄便座 電磁調理器
 その他 ()

- 1) この申請書と誓約書及び工作基準を添付すること。
2) 200Vのルームクーラー（エアコン）または電磁調理器の設置は、この申請書と誓約書を添付すること。また次の欄内に圧縮機出力、定格消費量電力を記入のこと。

※ 電磁調理器の設置は、年齢等の条件を満たすことが必要となります。

圧縮機出力	W
定格消費電力	W

規格のはっきりしないものはパンフレット（コピー）添付のこと。

以上

(注意事項)

- 200Vのルームクーラー（エアコン）を使用する場合、200Vの電磁調理器等やその他のルームクーラー（エアコン）は同時に使用しないこと。
- 200Vの電磁調理器を使用する場合、同時に使用するルームクーラー（エアコン）は、100Vのもの1台までとする。

本申請書に記入いただいた個人情報は、住宅の管理上必要な場合にのみ使用します。

誓 約 書

記入日 年 月 日

大阪府住宅供給公社
理 事 長 様

団地 棟 号室
名義人氏名 (自署)
電話番号 () -

※賃貸契約名義人のお名前をご記入ください。

私は、このたび.....に関する
模様替実施について、下記のとおり誓約いたします。

記

- (1) 模様替の費用及び、これにかかる補修費を負担します。
- (2) 模様替は公社の工作基準等に基づき実施し、退去時又は公社が実施する補修等の障害となるとき、模様替部分を原状に回復するか、回復する費用を負担する等、公社の指示に従うこととし、模様替以前の状態となっても異存ありません。
- (3) 模様替に起因し第三者又は公社に損害を与えたときは、賠償の責を負います。
- (4) 模様替完了後は、模様替の重要な部分を写真撮影（カラー）し、公社まで提出致します。

以上

誓 約 書

記入日 年 月 日

大阪府住宅供給公社
理 事 長 様

団地	棟	号室
名義人氏名		(自署)
電話番号 ()		—

※賃貸契約名義人のお名前をご記入ください。

私は、このたび、ルームクーラー（エアコン）設置にあたり、下記内容について誓約いたします。

記

1. ウインド型クーラーは安全性の高い専用取付枠に堅固に取付けます。
2. ルームクーラー（エアコン）室外機の設置に関し、公社の模様替等の禁止事項を守り、公社指定場所に設置します。
※公社指定場所はバルコニー床、又はバルコニーの既設取付金具、バルコニーが一切無い団地の場合、1,2階住宅は地上に、3,4階住宅は、屋上のフェンス内側の床とする。
3. 専用回路（電流値20A以下）を設けて、既設各戸分電盤の主幹ブレーカーの2次側に接続し、専用コンセントを設置します。
4. 公社が実施する補修等の工事に際し、障害となる場合は、公社の指示により、速やかに移設又は撤去の処置を講じます。また退去時その他公社既設の建物、設備等を損傷したときは、原状に回復します。
5. ルームクーラー（エアコン）使用中は、停電事故、騒音、排水（室外機の給水管等はバルコニーの排水口まで配管する）等、周囲の居住者に迷惑を及ぼさないよう注意します。
6. ルームクーラー（エアコン）の使用時には、他の消費電力の大きな器具とは同時に使用しないよう注意します。
7. 設置するルームクーラー（エアコン）の機種等は次の範囲とし、模様替申請（届出）書に記載の注意事項を厳守します。
(ア) 機種は定格消費電力2000w以下とすること。
(イ) 機種は圧縮機の出力1350w以下とすること。
(ウ) 電源電圧は単相200vとすること。
(エ) 大型電気機械器具で600w以上の機種を使用するときは必ず専用ブレーカーを使用すること。
8. ルームクーラー（エアコン）の設置に起因し第三者又は公社に損害を与えたときは、賠償の責を負います。
9. ルームクーラー（エアコン）等設置後は、室外機等の取付部分を写真撮影（カラー）し、提出致します。

以上

誓 約 書

記入日 年 月 日

大阪府住宅供給公社
理 事 長 様

団地 棟 号室
名義人氏名 (自署)
電話番号 () -

※賃貸契約名義人のお名前をご記入ください。

私は、このたび、電磁調理器の設置にあたって、下記のことを誓約いたします。

記

1. 公社設置の専用回路（20A又は30A）を使用するか、公社設置の専用回路がない場合は、専用回路（電流値20A以下）を設けて、既設各戸分電盤の主幹ブレーカーの2次側に接続し、専用コンセントを設置します。
2. 公社が実施する補修等の工事に際し、障害となる場合は、公社の指示により、速やかに移設又は撤去の処置を講じます。また退去時その他公社既設の建物、設備等を損傷したときは、原状に回復します。
3. 電磁調理器の使用時には、他の消費電力の大きな器具とは同時に使用しないよう注意します。
4. 設置する電磁調理器の機種等は次の範囲とし、模様替申請（届出）書に記載の注意事項を厳守します。
 - (ア) 機種は定格消費電力4000w以下とすること。
 - (イ) 電源電圧は単相200vとすること。
 - (ウ) 大型電気機械器具で600w以上の機種を使用するときは必ず専用ブレーカーを使用すること。
5. 電磁調理器設置に起因し第三者又は公社に損害を与えたときは、賠償の責を負います。
6. 電磁調理器設置後は、写真撮影（カラー）し、巡回員迄提出致します。

以上